

KURURU取扱規則、KURURUポイント取扱規則の一部改正(案) について**1 改正の理由**

すざか乗合タクシーでICカードKURURUを新たに運用開始するにあたり、
現行のKURURU取扱規則及びKURURUポイント取扱規則の一部を改正するもの

2 改正案の内容**(1) KURURU取扱規則**

項目名	条文番号	一部改正の内容
(適用範囲)	第2条第1項	KURURUカードを乗車券等として使用することを定める運送約款等に、「すざか乗合タクシー運行業務委託契約及び協定書」を加える。
(用語の定義)	第3条第1号	KURURU交通事業者に、「すざか乗合タクシー運行事業者」を加える。
(IC定期乗車券)	第7条	新たに適用範囲が広がる運行事業者のうち、定期乗車券は扱わない事業者について、「すざか乗合タクシー運行事業者」と加える。
(カードの発売箇所)	第20条第1項	新たに適用範囲が広がる運行事業者のうち、バス車内でカード販売を行わない事業者について、「すざか乗合タクシー運行事業者」を加える。
(その他の割引)	第37条第1項	すざか市民バスで適用している午前10時から午後4時の割引について、「すざか乗合タクシー」を加える。

(2) KURURUポイント取扱規則

項目名	条文番号	一部改正の内容
(用語の定義)	第3条第2号	KURURU交通事業者に、「すざか乗合タクシー」を加える。

3 施行期日

令和2年10月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり